

日バス協業第374号
令和5年12月28日

各都道府県バス協会 会長 殿

公益社団法人 日本バス協会
会長 清水 一郎

道路運送法施行規則の一部を改正する省令及び
一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度等
の一部改正について

平素より当協会の運営に関して格別なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、道路運送法施行規則の一部を改正する省令（令和5年12月28日 国土交通省令第101号）により、道路運送法施行規則第10条1項1号イに規定される「一般乗合旅客自動車運送事業に係る影響が小さい運賃及び料金の届出」が別添のとおり改正されました。（令和5年12月28日公布・施行）

また、この度の改正に伴い、一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度等の通達についても一部改正されますので、貴協会におかれましてはその旨了知されるとともに、貴協会傘下会員に対し周知方よろしくお願いいたします。

【問合せ先】

公益社団法人日本バス協会
業務部 松浦
電話：03-3216-4014